

Ⅱの柱 困難を有する子ども・若者の支援・被害防止・保護

基本目標 4 非行・被害防止・保護

基本方策⑧ 非行・犯罪防止と立ち直り支援

【現状と課題】

平成 28 年に検挙された、本県における万引・自転車盗等の刑法犯少年¹⁷の総数は、1,419 人（前年比△430 人、△23.3%）で、平成 16 年をピークに減少傾向にありますが、このうち再犯者数は 514 人で、再犯率は 36.2%となっており、再犯率は増加しています。また、「電話 de 詐欺」¹⁸等の特殊詐欺で検挙された少年は 14 人で、前年度より人数は減少していますが、検挙者における少年の占める割合は約 2 割と増加しており、「受け子」等として犯罪に加担している状況が見受けられます。

また、不良行為により補導された少年は 27,785 人で、喫煙・深夜徘徊で全体の 8 割を占めています。

少年非行の防止には、少年の問題行動を早期に発見して、適切な支援をしていくことが重要であることから、青少年補導員¹⁹などの地域ボランティア・学校・警察等関係機関が連携し、非行・犯罪防止に向けた取組を一層強化していくことが必要です。

また、危険ドラッグを使用したことによる事故や健康被害、若年層の大麻乱用の増加など、薬物の乱用が大きな社会問題となっていることから、子ども・若者に対する薬物乱用防止の一層の広報啓発が重要です。



¹⁷ 刑法犯少年：刑法犯で警察に検挙された 14 歳以上 20 歳未満の少年。交通事故に係る業務上過失致死傷罪、危険運転致死傷罪などは含まれない。

¹⁸ 電話 de 詐欺：振り込め詐欺などの「特殊詐欺」という犯罪を分かりやすく表現するため、千葉県警察が県民に募集して、選んだ広報用の名称。

¹⁹ 青少年補導員：青少年の非行防止を目的に設置されたボランティアで、県下 17 市において、合計で 2,089 人（平成 29 年 5 月 1 日現在）が委嘱されており、区域内の盛り場、駅、公園、映画館等を巡回し、補導活動を行い、子どもの見守り活動、有害情報の浄化活動等に取り組んでいる。

【主な施策の方向性】

(1) 非行・犯罪防止活動の推進（健康福祉指導課、県民生活・文化課、警察本部生活安全総務課、警察本部少年課）

- ・ 青少年の非行や犯罪被害の防止など、青少年に対する共通の理解と認識を深めるため、関係機関・団体、地域住民と連携して県下一斉合同パトロール²⁰を実施するほか、広報・啓発活動を推進します。
- ・ 青少年補導センターにおける青少年補導員活動や、少年警察ボランティア活動を支援するなどにより、街頭補導活動を推進します。
- ・ 非行防止に対する意識啓発や相談窓口等を記載したリーフレットを新中学生の保護者や新高校生全員に配布し、非行の未然防止に取り組みます。
- ・ 学校と警察の連携を図り、また、要請に基づく学校への警察職員の派遣を行います。
- ・ 犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生についての啓発運動に取り組みます。

(2) 立ち直り支援（警察本部少年課）

- ・ 非行を犯した少年の立ち直りを支援するため、ボランティア活動等を通じた支援や居場所づくりを行います。

(3) 薬物乱用防止（危険ドラッグ対策を含む）（薬務課、教育庁児童生徒課、教育庁学校安全保健課、警察本部少年課）

- ・ 学校・家庭・地域等が一体となった薬物乱用防止教育及び啓発活動を行うとともに、教育相談に応じます。
- ・ 「千葉県薬物の濫用の防止に関する条例」²¹に基づき、危険ドラッグを含む薬物乱用防止対策の強化を図ります。



県下一斉合同パトロール
啓発用「うちわ」

²⁰ 県下一斉合同パトロール：夏の青少年を健全に育てる運動期間（7月15日から8月31日）に、青少年補導員等が中心となって、県内各地において、街頭補導活動や青少年の非行防止に係る啓発活動。

²¹ 千葉県薬物の濫用の防止に関する条例：平成27年4月1日に施行された、薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生・拡大を防止するため、薬物の濫用の防止に関する県と県民の責務、基本的施策及び具体的規制を規定した条例。同年6月1日からは、知事が「知事指定薬物」と指定した危険ドラッグの製造、販売、使用、所持等が禁止され、違反した場合は罰則が科される。

◎関連指標

	現状（基準年）	目標（H34）
[非行防止活動の推進] 県下一斉合同パトロールに参加した市町村の数	25市町村 (H28)	増加を目指します

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
青少年補導センター事業	青少年の非行を未然に防ぐ直接的な役割を担う、各地域の青少年補導センター及び各補導員活動の充実と活性化のための支援を実施する。 また、青少年補導（委）員大会を開催し、永年従事者の表彰、研修や情報交換等を実施し、青少年健全育成に係る意識や連帯感を高める。 (県民生活・文化課)
少年サポート活動	少年の非行防止と保護のため、県下6か所の少年センターにおいて、警察職員が、非行防止・薬物乱用防止のための広報啓発、不良行為少年等の発見、補導活動を行う。 (警察本部少年課)
薬物乱用防止対策事業	ボランティアとして委嘱している千葉県薬物乱用防止指導員や健康福祉センター職員を薬物乱用防止教室の講師として派遣し、薬物乱用防止を啓発する。また、ポスターやリーフレット等による広報・啓発を実施する。 (薬務課)



県下一斉合同パトロール出発式（浦安市青少年補導員連絡協議会）

駅前広場に集合後、
各ブロックに分かれ
パトロールに出発！